気仙沼市
pressrelease

記者発表資料
令和元年５月２９日（水）
総務部人事課
担当：畠山（内線２８５）

職員の処分について

■　本日，３件の事案について，４名の職員を懲戒等の処分をしましたのでご報告いたします。

■　このたびの不適切な事務執行及び交通法規違反による人身事故は，率先して法を遵守しなければならない公務員として，市の信頼を大きく損ねた行為であり，その結果，被害に遭われた市民並びに他の団体に多大なご迷惑と損害を与えたことに対し，心よりお詫びを申し上げます。

■　なお，今回の案件を正すべき事例として，庁内で情報を共有するとともに，事務執行に当たっては，基本的な手続き等を含めたスケジュールの適切な進捗管理を行うなどの対策を徹底し，また，交通事故対策に当たっては，日頃からの部署内での交通法規及び交通マナーの周知・指導の更なる徹底に努め，交通安全意識の高揚を図ってまいります。

【概　要】

１　農山漁村振興交付金の返納について

（１）所　　属　　産業部農林課

（２）職位の区分　　参事兼課長及び課長補佐

（３）概　　要　　農林水産省の農山漁村振興交付金を活用し，地域の活性化につなげるため，平成２７年１２月１日に「気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会」が設立され，本市産業部農林課が事務局となり，平成２７年度から平成２９年度の３ヶ年で事業を進めてきましたが，補助決定前の事前着工などの不適正な事務執行により，平成２７年度に受けた同交付金の大部分を国に返還せざるを得ない状況となるなど，同協議会に多大な迷惑と損失を与えることとなったもの。

（４）処分内容　　参事兼課長　　戒告（懲戒処分）
　　課長補佐　　主幹への降任（分限処分）
　　戒告（懲戒処分）

（５）処分年月日　　令和元年５月２９日

２　職員の人身事故について

（１）発生年月日　　平成３０年７月２４日（火）　午後６時１０分頃

（２）所　　属　　保健福祉部子ども家庭課

（３）職位の区分　　一般職員

（４）概　　要　　帰宅中に，主要地方道気仙沼唐桑線を松岩方面から階上方面に向け走行していたところ，注意義務を怠り，停車していた前方の車両に追突し，相手方を負傷させ運転免許停止処分３０日の行政処分を受けたもの。

（５）処分内容　　戒告

（６）処分年月日　　令和元年５月２９日

３　職員の人身事故について

（１）発生年月日　　平成３０年１０月２日（火）　午前７時４３分頃

（２）所　　属　　気仙沼市立病院看護部

（３）職位の区分　　一般職員

（４）概　　要　　通勤中に，基幹農道を本吉町三島方面から本吉町道貫方面に向け走行していたところ，注意義務を怠り，対向車線にはみ出し，対向車両に衝突し，相手方を負傷させ，運転免許停止処分６０日の行政処分，及び罰金刑の刑事処分を受けたもの。

（５）処分内容　　減給３月間１０分の１

（６）処分年月日　　令和元年５月２９日